

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 令和三年三月卒業の防衛医科大学卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者において、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者においては四千三百五万円、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者においては八百八十万円とすること。（別表第十一関係）

二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）